

平成 28 年度 沖縄ブランド商品創出促進支援事業

公募要領

公 募 期 間	: 平成 28 年 7 月 22 日(金)～8 月 19 日(金)
相 談 期 間	: 平成 28 年 7 月 22 日(金)～8 月 16 日(火) ※受付時間 月～金曜日(祝祭日除く) 10:00～17:00 要予約
書類提出期間	: 平成 28 年 8 月 17 日(水)～8 月 19 日(金)
書類提出締切	: <u>平成 28 年 8 月 19 日(金) 17:00 (必着)</u>

健康食品ブランド化推進基盤構築事業共同企業体 事務局
株式会社 沖縄 T L O

目 次

1. 事業の概要.....	1
(1) 目的.....	1
(2) 事業内容.....	1
(3) 応募の要件.....	3
(4) 支援の内容.....	3
(5) 補助対象経費.....	5
2. 応募の手続き.....	6
(1) 事業の流れ.....	6
(2) 応募に関する注意事項.....	6
(3) 公募・相談・提出期間.....	7
(4) 公募要領、申請様式のダウンロード.....	7
(5) 提案する書類.....	7
3. 選定について.....	9
(1) 選定方法.....	9
(2) 選定基準.....	9
(3) 採否決定の通知.....	9
4. 事業の実施.....	10
(1) 申請内容の公表.....	10
(2) 交付決定の取り消し.....	10
(3) 補助金の支払い.....	10
(4) 補助金の経理.....	10
(5) 事業期間の終了後.....	10
【参考1】競争的資金の適正な執行に関する指針.....	12

平成 28 年度 沖縄ブランド商品創出促進支援事業 公募要領

健康食品ブランド化推進基盤構築事業共同企業体((公財)沖縄県産業振興公社及び沖縄県健康産業協議会、(一社)トロピカルテクノプラス、(株)沖縄 TLO、以下「事務局」)では、沖縄県から委託を受け、「平成 28 年度 沖縄ブランド商品創出促進支援事業」を実施いたします。

1. 事業の概要

(1) 目的

本事業では、沖縄ブランドの価値の具体化・可視化をはかるための基準となる先行モデルの創出に向け、沖縄機能性食品ブランド力強化戦略で示した「三拍子戦略」の基本的な3要素である「機能的価値」、「情緒的価値」、「安全・安心」をベースに、そこから導き出された「沖縄機能性食品のブランドコンセプト」に適合する機能性食品の開発プロジェクトを支援し、沖縄の機能性食品総体でのブランド形成を加速させることを目指しています。

(2) 事業内容

本事業は、平成 27 年度にとりまとめた「沖縄機能性食品ブランド力強化戦略」に基づき、その先行モデルの創出に取り組む企業等の商品開発を支援するものです。

沖縄機能性食品ブランド力強化戦略で示す、沖縄ブランドの価値の具体化・可視化をはかるための「三拍子戦略」や「沖縄機能性食品のブランドコンセプト」の基本的な考え方は、以下の通りです。

詳細については、「平成 27 年度沖縄機能性食品推進モデル事業委託業務」報告書をご参照ください。
(<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shoko/bio/27kinouseishokuhin-houkokusho.html>)

■沖縄機能性食品の基本要件 ～価値ある模倣困難性を高める三拍子戦略～

沖縄産健康食品が機能性食品市場に参入し、優位な競争力を獲得するためには強力な沖縄ブランドを構築する必要があります。そのブランド戦略として最も基本的な3要素は以下になります。

沖縄機能性食品



a.機能的価値

機能性食品市場に参入するためには、保健機能や栄養的価値がエビデンス(科学的根拠)に基づいて説明できるものでなければなりません。

b.情緒的価値

保健機能や栄養的価値だけでは市場における競争力は不十分です。沖縄の伝統的健康素材が持つストーリー性によって大企業等との差別化が可能です。

c.安全・安心

機能性食品として安全であり、消費者に安心を与えるものでなければなりません。そのためには、安全な原材料が用いられ、信頼性の高い品質管理が求められます。

■沖縄機能性食品のブランドコンセプト

先に示した、機能的価値、情緒的価値、安全・安心の三拍子戦略をとる沖縄機能性食品の訴求力は、その原料となる健康素材が持つ特性や歴史的背景等の影響を強く受けます。したがって、沖縄機能性食品のブランドコンセプトは素材が持っている機能的価値や情緒的価値を包含し、これらを統合した思想として案出する必要があります。

そこで、前年度に基礎調査として行った戦略素材の機能性やストーリー性に関する情報をもとに、各素材の価値を統合し、検討を重ね導き出した沖縄機能性食品のブランドコンセプトは以下の通りです。

「沖縄機能性食品」は；

【戦略顧客】

健康や美容の維持向上に積極的で、食の機能性や安全性に関心が高く、かつ、「南の島・沖縄」に親しみと共感を抱いてくださるお客様

【提供価値】

沖縄の自然風土や歴史文化、人々の暮らしの中からこそ提供できる健康を、科学的な確かさと、誠実な安全性を備えて

【ブランドビジョン】

沖縄発の機能性食品が、人々の健やかで生き生きとした人生を支えるサポーターであり続け、かつ、沖縄の社会と日本本土、アジア、世界をつなげる万国津梁の役割を担う存在となること

に対して

提供することで

を実現する

【ブランドパーソナリティ】

明るさ、元気良さ、また時には優しく深い慈愛に満ち、人々の健康的で穏やかな日常に溶け込み、それでいて飽きのないオキナワテイストな非日常をも生活の一隅に感じさせてくれる

という性格を持った

【ポジショニング】

地方特産品なのにエビデンスに基づいた機能性があり、機能性食品なのに地方色豊かな情緒がある、これまでになかった沖縄発のローカル

ブランドです。

本事業では、これらの基本的な考え方に適合する新商品の開発や既存商品の改良に必要な経費を補助します。

(3) 応募の要件

申請者は、次の要件を全て満たしている必要があります。なお、応募の要件に適合しないと判断された場合は、審査の対象とならない場合があります。

- ① 県内に本店または主たる事務所を有する中小企業又は団体であること。
- ② 本事業実施にあたり、プロジェクトマネージャーを置くこと。
*プロジェクトマネージャーは、事業をリード・統括し、責任を持ってプロジェクトを推進すること。又、プロジェクトが円滑にすすむように調整を図ること。
- ③ 補助対象事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
- ④ 補助対象事業を的確に遂行するために必要な財務及びその他事務について処理能力及び組織体制を有すること。
- ⑤ 応募に関する事務局との相談(面談)を1回以上実施していること。相談の際は提案内容に関する書面を予めメール等で提示してください。
- ⑥ 社会保険料等の義務的経費を適正に支払、又は手続きしていること。
- ⑦ 事務局と円滑な連絡調整を行う体制が整っていること。
- ⑧ 県内に本店または主たる事務所を有する中小企業又は団体が1社以上参加している共同企業体でも応募可能とし、この場合の要件を以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募申請し、申請する事業者は県内に本店または主たる事務所を有する中小企業又は団体であること。
 - イ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - ウ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - エ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

(注)複数の企業等によるコンソーシアムで応募する場合は、事業の主体となる企業が本条件に合致していることが条件となります。

(4) 支援の内容

- ① 支援対象事業
 - (2)で示した沖縄機能性食品の基本要件及びブランドコンセプトに適合した機能性食品の新商品開発及び既存商品の改良等が対象となります。
 - ※ここで言う機能性食品とは、健常者を対象とした健康保持増進効果を訴求して販売される加工食品を言います。
 - ※改良については、商品の内容変更(レシピ改変)を伴うものが対象です。例えば、容器包装や容量のみの変更は対象外となります。
- ② 補助率は事業費(補助対象経費)の8/10以内とし、補助額の上限は、年間300万円(税抜)以内とします。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- ③ 本事業による成果創出に向け、担当コーディネーターを配置し、助言や指導、各種支援等を行い

ます。

- ④ 補助期間は採択日から平成 29 年 2 月 28 日までとします。

(5) 補助対象経費

補助の対象となる費用は、当該事業活動に必要な費用のうち、以下の費目に該当するものとします。

なお、補助対象経費は消費税を含めず計上して下さい。

経費項目	内容
謝金	補助事業を行うために必要な外部専門家等への謝礼金等
旅費	補助事業を行うために必要な出張又は専門家招聘に係る交通費、宿泊費等
消耗品費	補助事業を行うために必要な原材料及び消耗品等の購入に係る経費
印刷製本費	補助事業を行うために必要な印刷製本に係る経費
通信運搬費	補助事業を行うために必要な郵便料及び運送代等
使用料及び賃借料	補助事業を行うために必要な会議等に係る会場等の使用料及び機械器具等の賃借料
備品購入費	補助事業を行うために必要な機械装置及び工具等備品の購入費
補助人件費	補助事業に直接従事する補助職員(アルバイト等)に係る経費
産業財産取得費	補助事業を行うために必要な産業財産権の取得等に要する手数料等
負担金	補助事業を行うために必要なセミナー等受講料等
外注・委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ外注・委託するために必要な経費

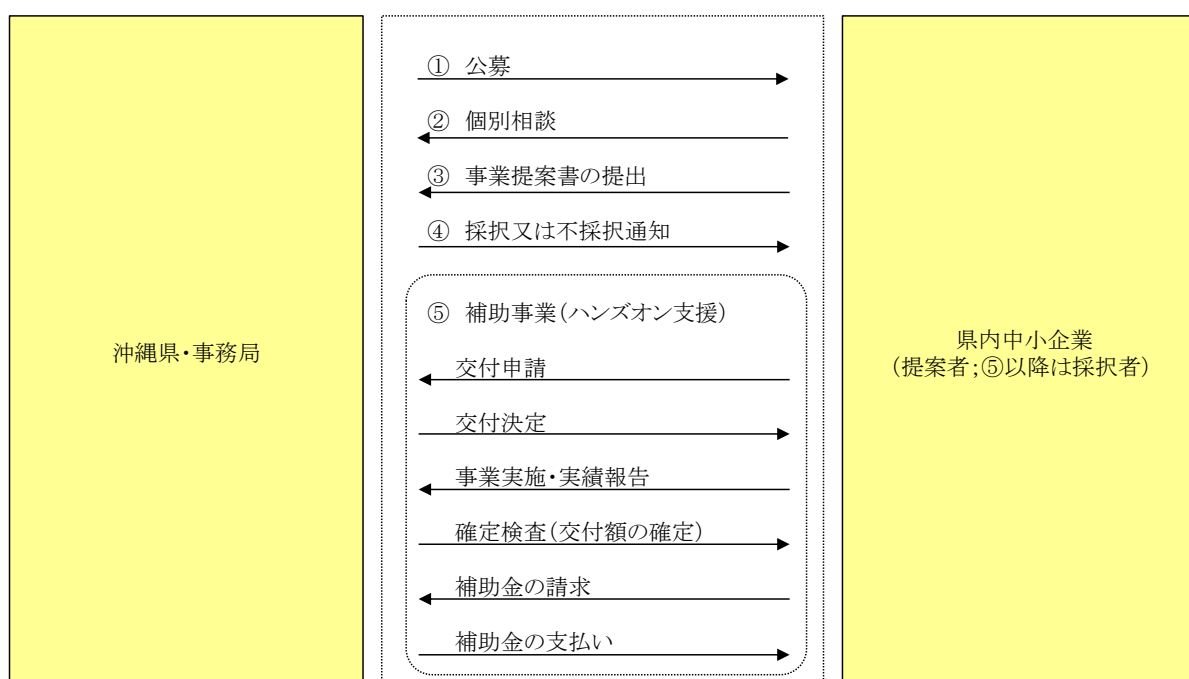
補助対象外となる経費として以下のようなものがあります。

- ・設備投資に係る購入費用
- ・職員の人件費(ただし、アルバイト等補助人件費は可)
- ・デジタルカメラ、PC(サーバ等を除く)、プリンター等汎用性の高い備品の購入費
- ・販売目的とした原材料の購入等、直接収益の原価に当たる費用
- ・消費税及び地方消費税等の租税公課、金利手数料及び振込手数料
- ・交付決定前に発生(発注)した経費、または事業期間中に支払が完了しない経費

2. 応募の手続き

(1) 事業の流れ

- ① 事務局は補助対象事業の公募を行います。
- ② 相談期間中に事業提案に向けた相談を受け付けます。提案書提出前に、事務局との相談(面談)を1回以上実施してください。
- ③ 補助を希望する事業者(提案者)は、事務局に補助金申請に係る事業提案書を提出します。審査にあたりプレゼンテーションやヒアリングを実施する場合があります。
- ④ 事務局は、審査委員会の審査結果を踏まえ、採択または不採択を決定し、その結果を通知します。
- ⑤ 採択された事業者は、補助金交付決定後に補助の対象となる商品開発事業を実施し、事業終了後は事務局にその実績報告(成果報告)を行います。補助金の交付は、原則として先の実績報告に基づき精算払いにて行います。



(2) 応募に関する注意事項

- ① 本事業への応募は、1社1件とします。
- ② 同一事業者が同一の課題又は内容で、既に他の公的助成制度(委託事業を含む)による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合は、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがあります。
- ③ 補助金交付額は、審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定されることがあります。
- ④ 本事業により直接的収益が生じたと認められるときには、採択企業に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を沖縄県に納付させる場合があります。

(3) 公募・相談・提出期間

公 募 期 間:平成 28 年 7 月 22 日(金)～8 月 19 日(金)

相 談 期 間:平成 28 年 7 月 22 日(金)～8 月 16 日(火)

※受付時間 月～金曜日(祝祭日除く) 10:00～17:00 要予約

書類提出期間:平成 28 年 8 月 17 日(水)～8 月 19 日(金)

※受付時間 10:00～17:00

書類提出締切:平成 28 年 8 月 19 日(金) 17:00(必着)

※ご質問は FAX または E-mail にてお問い合わせ下さい。訪問してご相談を希望される場合は事前にお問い合わせの上、日程の調整をお願いします。

※郵送で提出する場合は締切時刻までに届かない場合がありますのでご注意ください。

※FAX 及び E-mail による提出は受け付けませんのでご注意ください。

※提出された申請書の差し替えは受け付けません。

【ご質問・ご相談及び申請書の提出先】

健康食品ブランド化推進基盤構築事業共同企業体 事務局
株式会社 沖縄 TLO
〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
琉球大学産学官連携推進機構棟内3F
TEL 098-895-1701 FAX 098-993-7677
E-mail :sf@okinawa-tlo.com

(4) 公募要領、申請様式のダウンロード

公募要領、申請様式等は下記ホームページからダウンロードしてご利用下さい。

株式会社沖縄 TLO <http://www.okinawa-tlo.com/>

(5) 提案する書類

次の書類を提出してください。書類は A4 版で作成して下さい。

*** FAX やメール等による提出は受け付けませんので、ご注意ください。**

チェック欄	提出書類	内容
☐ 正本1部 ☐ 副本15部	提案書一式(様式1から様式6)	・提案書一式(押印あり) ・正本: 押印あり・カラー片面印刷・クリップ止め(ホッチキス止め不可) ・副本: 両面カラー印刷(本文がモノクロであれば押印部含めモノクロ印刷可)
☐ コピー 16部	定 款 ※個人事業主の場合は、開業届の写し	・コンソーシアムの場合は構成員の全て
☐ コピー 16部	決算報告書(右記内容に記載のもの) 、直近3期分) ※個人事業主は「所得税の確定申告書」、「所得税青色申告決算書(白色申告の場合は収支内訳書)」、「貸借対照表」	・コンソーシアムの場合は構成員の全て ・決算報告書: 貸借対照表、損益計算書(製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書含む)、法人税申告書別表一
☐ コピー16部 (A4サイズに統一)	会社案内等の参考資料 (会社案内、自社商品・研究開発紹介資料、新聞記事等)	・コンソーシアムの場合は構成員の全て
☐ 正本 1部	納税証明書 (直近1期分の法人税「その3」、消費税、法人事業税、法人県民税) ※個人事業主は「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及地方消費税」、「個人事業税」	・コンソーシアムの場合は構成員の全て
☐ 正本 1部	登記事項証明書	コンソーシアムの場合は、構成員の全て
☐ コピー 1部	コンソーシアム協定書	・コンソーシアムの場合のみ

注意

- ・ 申請書類は、理解しやすいように、簡潔に記載して下さい。
- ・ 書類に不備等がある場合は審査対象とならないことがありますので、提案書様式に従って記入して下さい。様式に記載の項目の変更はしないで下さい。また、審査を行う上で、追加資料の提出をお

願いする場合もあります。

- 提出された提案書類、添付資料等は補助事業者の選定にのみ使用いたします。また、提出された資料等は返却されませんので、予めご了承ください。

3. 選定について

(1) 選定方法

応募多数の場合は事務局及び沖縄県で行う一次審査において、審査基準に基づいて書類審査を実施いたします。

一次審査を通過した提案は、事務局が設置する外部の有識者からなる審査委員会が審査基準に基づき審査し、補助対象事業者を採択します。

なお、審査委員会では、提案企業によるプレゼンテーションを予定しています。プレゼンテーションは、提案企業のプロジェクトマネージャーが実施することとし、提案内容について説明後、審査委員の質疑に応答します。その際、提案企業には、パワーポイントの資料を作成し、対応していただきます。

審査委員会は8月下旬を予定しています。

(2) 選定基準

以下の項目を重点的に評価し、総合的な審査を行います。

I. ブランド力強化戦略に基づく機能性食品の開発に関する評価

- ・ ブランド力強化戦略に基づく機能性食品の開発や改良になっているかどうか。
- ・ 開発予定の機能性食品は、戦略に基づく先行モデルに成り得るかどうか。
- ・ 開発予定の機能性食品は、県産機能性食品総体でのブランド形成を加速させ、沖縄ブランドの価値の具体化・可視化につながるかどうか。

II. ブランド力強化戦略に基づく機能性食品としての実現可能性の評価

- ・ 提案する機能性食品の開発が進むことにより、新商品の創出あるいは既存商品の改良・改善が可能かどうか。
- ・ 開発予定の機能性食品が事業として展開でき、売り上げが見込めるかどうか。
- ・ 開発予定の機能性食品事業が進出する市場の規模や動向を、適切に把握しているかどうか。

III. ブランド力強化戦略に基づく機能性食品の地域振興に関する評価

- ・ 開発予定の機能性食品は、本県が有する地域資源あるいは地域特性等を活かしたものかどうか。
- ・ 開発予定の機能性食品は、県内で製造あるいは県内企業と連携・協業により創出されるなど、県内における雇用創出につながっているかどうか。
- ・ 開発予定の機能性食品は、地域振興への貢献や地域経済への波及効果が期待できるかどうか。

(3) 採否決定の通知

採択・不採択については、事務局から申請者に通知します。採択された事業者は事務局の指示により、速やかに補助金交付申請書をご提出下さい。

なお、補助金交付決定額を記載した交付決定通知書の交付は、県の手続きを要するため、採択決定後に別途、交付となります。

採否結果への異議は受付られませんので、ご了承下さい。

4. 事業の実施

補助金交付決定後の補助対象事業の開始にあたっては、以下の点に留意して下さい。

(1) 申請内容の公表

採択された事業については、申請者の企業名、テーマ名および事業の概要等を新聞、ホームページ等にて公表する可能性があります。公表内容については、事前に調整させていただきます。

(2) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

※（巻末の【参考1】競争的資金の適正な執行に関する指針を参照）

(3) 補助金の支払い

本事業における補助金の交付は、補助期間終了後に提出していただく実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則としております。

(4) 補助金の経理

補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了年度の翌年度以降5年間保存する必要があります。

(5) 事業実施にあたっての留意事項

本事業は、沖縄ブランドの価値を可視化するための基準となる商品を先行モデルとして創出し、県産健康食品総体でのブランド形成を加速させることを目的としていることに鑑み、事業実施にあたっては以下のことについて留意してください。

- ① 担当コーディネーターや専門家等の助言・指導を真摯に受け止め事業に反映させるなど、先行モデルとしてふさわしい商品の開発を行うこと。
- ② 事務局が別途設置する「ブランド化推進チーム」(仮称)の検討会に参加すること。

(ブランド化推進チームについて)

沖縄機能性食品のブランドを具体化・可視化し販路拡大に繋げるため、沖縄独自のブランド認証制度やターゲット顧客へ訴求する効果的なプロモーション方策について検討し、業界としての意見をまとめるための検討会を実施。検討会は5回開催予定。

(6) 事業期間の終了後

- ① 産業財産権等に関する届け出

補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に産業財産権を出願、取得、譲渡若しくは実施権を設定した場合には、事務局にその旨の届出書を提出する必要があります。

② 成果の報告

補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降 5 年間、補助事業に係る成果等について、沖縄県に報告する必要があります。

③ 収益納付

補助事業者は、上記①の産業財産権の譲渡又は実施権の設定、その他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたと認められるときは、当該補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を沖縄県に納付していただく場合があります。

競争的資金の適正な執行に関する指針

(平成１８年１１月１４日改正)

平成１７年９月９日

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

１．趣旨

第３期科学技術基本計画（平成１８年３月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成１８年８月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成１８年２月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

２．不合理な重複・過度の集中の排除

（１）不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その

研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（２）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- ① 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。
- ② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）の共通事項を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。
- ③ 課題採択前に、必要な範囲で、他府省を含む他の競争的資金担当課に、採択予定課題一覧（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を送付するなどにより、競争的資金担当課間で情報を共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。
- ④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

３．不正使用及び不正受給への対応

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- （１）不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降２から５年間とする。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除並びに不正使用及び不正受給への対応の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (2) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成18年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (3) 不正使用・不正受給、研究上の不正行為に関連して応募資格を制限された者の情報については、内閣府が一元的に管理する。

- (4) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、

主務省から独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

- (5) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別紙)

競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策担当）付参事官

総務省情報通信政策局技術政策課長

文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

健康食品ブランド化推進基盤構築事業共同企業体 事務局
株式会社 沖縄 TLO
〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
琉球大学産学官連携推進機構棟内3F
TEL 098-895-1701 FAX 098-993-7677
E-mail :sf@okinawa-tlo.com